

特定非営利活動法人の設立の認証について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立を認証した。これにより本県の認証団体数は379団体となる。

1 認証年月日

令和5年3月2日

2 認証団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人ほがらか
- ・代 表 者 中村 勝巳
- ・事 務 所 能美郡川北町字橘ト140番地
- ・目 的

この法人は、川北町及び川北町周辺の生活支援サービス希望者に対し、日常生活全般に係る支援活動を行うことで、生活の安心・安全を守り、豊かな生活空間を創造することを目的とする。